

議案第 18 号

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例

桐生市介護保険条例(平成12年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「39,600円」を「35,400円」に改め、同項第2号中「55,400円」を「53,400円」に改め、同項第3号中「59,400円」を「53,800円」に改め、同項第4号中「71,200円」を「70,200円」に改め、同項第5号中「79,200円」を「78,000円」に改め、同項第6号柱書中「92,700円」を「91,300円」に改め、同項第7号柱書中「95,100円」を「93,600円」に改め、同項第8号柱書中「103,000円」を「101,400円」に改め、同項第9号柱書中「126,800円」を「124,800円」に改め、同項第10号柱書中「129,100円」を「127,200円」に改め、同項第11号柱書中「138,600円」を「136,500円」に改め、同項第12号柱書中「142,600円」を「140,400円」に改め、同項第13号柱書中「150,500円」を「148,200円」に改め、同項第14号中「174,300円」を「171,600円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,700円」を「22,200円」に改め、同条第3項前段中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項後段中「23,700円」を「22,200円」に、「39,600円」を「37,800円」に改め、同条第4項前段中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項後段中「23,700円」を「22,200円」に、「55,400円」を「53,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 18 号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

第 9 期桐生市高齢者保健福祉計画に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。